

1 成田市第5次行政改革大綱(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
1	1頁9行	1(1)これまでの経緯	具体的な組織・機構の見直しの数例を掲載すべき。検証の有無が不明で、市民への成果の公表(情報提供)がない。	大綱は、行政改革に関する基本的な考え方や方針を示したもので、具体的な取組事項や実施状況は、行政改革推進計画で示しています。
2	1頁の表 7年10月	1(1)これまでの経緯	「成田市行政改革懇談会」は存続しているのか。	平成9年に、現行の行政改革推進委員会に改組しています。
3	2頁14行・ 12頁	1(2)社会経済情勢の変化 ②少子・高齢化の進行	生産年齢について、現代社会の現状は60歳定年が多く、これは就労可能か否かの大きな要因となっている。したがって、64歳までが「生産年齢」には疑問。成田市内における60歳から64歳までの総人口に対する就労人員の比率は。「生産年齢人口」を別の表現に修正を。	平成17年国勢調査によると、60～64歳の人口6,846人に対し就業者は3,645人で53.2%です。55～59歳の72.7%に比べると低くなりますが、半数以上が就労している実態から(65～69歳は37.6%)労働に適している年齢に含まれるものと判断したものです。
4	2頁	1(2)社会経済情勢の変化 ⑤合併効果の実現	進化した行政改革の具体的事項の追加を。合併後4年を経過したが、成果評価が公表されず、市民には現状がわからず。次に市町村合併が計画されたときの判断材料がない。	本市を取り巻く「社会経済情勢の変化」の一項目として記載したものであり、改革の具体的事項を記載するところではないと考えます。なお、市町村合併の直接的な効果として、特別職を含めた公務員総数の削減をはじめとする行財政運営の効率化により、行政サービス水準の維持・向上が図られているところですが、地域イメージ向上、広域的視点によるまちづくり等による企業誘致や課題解決など、市町村合併を含めた多様な要因による相乗効果もあることから、合併後に策定した総合計画・実施計画の進捗状況の公表方法を検討したいと考えます。
5	3頁6行・ 13頁	1(2)社会経済情勢の変化 ⑥今後の財政需要	人件費が「任意では削減できない」の論は疑問。「人件費」を削除し、他の該当する経費を掲載してはどうか。	人件費は、支出の根拠となる条例等を改正しなければ削減することや支給しないとすることができないため、義務的経費として区分されています。
6	4頁	2行政改革の基本的な考え方	市役所は一番市民に身近な自治体です。職員は市民の公僕として自覚し、市民が委ねているものを注意深く責任をもって管理することが必要と考えます。この定義＝ステewardシップを大綱に入れるべきと考えます。	(5)推進項目の概要の I-⑤人材の育成と活用(P8)に、「市民の公僕として自覚し」の表記を加えます。

1 成田市第5次行政改革大綱(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
7	4頁	2行政改革の基本的な考え方	協働と言う理念を重視し、市民を巻き込んだ改革を目指すしないと、特にコストが必ず伴うという理解を得なければ本物に為り得ません。それには現在、総体的に情報開示が積極的でない場面が続けば、少ない情報の中では逆に判断の誤解の元となり、かえって混乱、非効率を招きかねません。真のPDCAのサイクルを定着させ、評価は独善的なものでなく、総じて他人がするものとの姿勢に徹し、実施項目、実施内容の小出し、他力本願、実施時期の恣意的引き延ばしをするならば、その結果は本物には為り得ず、またその努力は徒労に終わることと推察いたします。たとえば卑近な例で、今までにも永々と継続してきた提案制度などのように、予算委員会時の報告で伺いましたが、21年度実績、現在提案が1件等は最たるものであり、抜本的見直しというならば、事業の見直しを含め思い切って廃止するなど大胆な切込みが図れることを期待します。	(5)推進項目の概要のI-③公正の確保と透明性の向上(P7)に記載のとおり、行政が保有するさまざまな情報の提供にあたっては、市民の利用しやすい方法で、積極的かつわかりやすい提供に努め、市民と行政の情報の共有化を推進します。また、評価の客観性向上のため、行政評価に外部評価を導入する予定です(行政改革推進計画に計上)。職員提案制度は、制度活性化の結果を見て、事業の更なる見直しが必要かどうか判断します。
8	4頁11行	2(1)基本理念	「市民満足度」を知る具体的な方策は。	成田市新総合計画に掲げた52の施策について施策の実施による成果と使用した費用を示し無作為抽出した市民3,000人を対象として毎年市民満足度調査を実施しているほか、市政モニター制度の導入や窓口アンケートなども実施していく予定です。
9	5頁7行	2(2)改革の視点 ①市民志向	複雑化、多様化する市民ニーズを「的確に把握」とあるが、具体的な方策は。	成田市新総合計画に掲げた52の施策について施策の実施による成果と使用した費用を示し無作為抽出した市民3,000人を対象として毎年市民満足度調査を実施しているほか、市政モニター制度の導入や窓口アンケートなども実施していく予定です。
10	5頁11行	2(2)改革の視点 ②適切な役割分担と連携	「民間企業や民間団体による適正なサービスの提供」は、それぞれが任意ですることなので削除を。行政が主導する(大綱に取り込む)ことではなく、指導、助言、援助等にとどめるべき。	市からの業務委託や指定管理者制度のように、民間企業や民間団体による行政サービスの提供という意味ですので、「適正なサービスの提供」を「適正な行政サービスの提供」に改めます。
11	5頁17行	2(2)改革の視点 ③経営資源の有効活用	「行政経営」を「経営型行政」に。「行政経営」は、使われていない。	ご指摘のとおり修正します。
12	6頁8行	2(3)基本方針I	「民間経営の手法を」を「民間の経営手法を」に修正を。	ご指摘のとおり修正します。
13	6頁12行	2(3)基本方針II	「地方行政運営の原則を」を地方自治法に準じて「地方公共団体の責務の原則を」に修正を。	ご指摘のとおり修正します。
14	7頁7行	2(5)推進項目の概要 I-①	「市民と行政が共通認識をもって」とあるが、共通認識をもつための具体的方策は。	具体的な取組事項は、同時に策定を進めている「成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)」に記載します。

1 成田市第5次行政改革大綱(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
15	7頁13行	2(5)推進項目の概要 I-②	「マニュアルの活用」は、定型な業務等に適するのであって、多様化する要望に対応する業務には不適なので、削除を。	マニュアルの活用によって、特に定型業務については、サービス水準の均質化・平準化が図られ、市民サービスの向上に資するものと考えます。
16	8頁6行	2(5)推進項目の概要 I-⑤	「人事考課」は、主業務がサービス業務であろう行政の評価基準には厳しさがあるのでは。	国家公務員法が改正され、人事評価の結果を任用、給与、分限等に活用することが明記されたことに伴い、地方公務員法もほぼ同じような内容で改正される見込みです。これに伴い、人事評価の構築が義務付けられることになることから、職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇を実現し、公務能率のより一層の推進が図られるような人事管理を行うためのツールとして、人事評価制度を導入することとします。
17	8頁14行	2(5)推進項目の概要 II-①	「将来にわたり現行水準を維持・・・」とあるが、市民サービスの安易な見直し(切捨て等)は避けてほしい。	サービスの公益性や費用対効果、費用の妥当性、代替事業の検討などを十分にを行います。
18	9頁	2(5)推進項目の概要 II-③	少子化により学校適正化、学級減少等による空き施設の有効利用は積極的な取り組みを。	各種公共施設の位置づけを明確にし、利用状況、必要性を見極めたくて、空き施設の有効利用について検討していきます。なお、少子化等の影響で学級数が減少したことにより生じた余裕教室については、少人数学習や英語活動など、学校における教育指導のなかで多目的な活用を図っています。また、学校統廃合等によって生じた学校跡地については、学校は地域の核として地域コミュニティの形成にも重要な役割を果たしてきた施設であり、今後の地域振興を図るうえでも活用が見込まれる施設であることから、敷地を含む施設全体の利用方法については、地元の皆さんと協議させていただくなかで、地域のニーズや意見を十分反映していきたいと考えています。
19	9頁15行	2(5)推進項目の概要 II-④	新たな業務発生に関しての「民間委託の積極的な活用」を。既業務で活用した場合は、それに見合う人員の削減を。委託による業務減に見合う新たな業務の創造は慎重に。	民間委託をする場合は、行政の守備範囲の明確化を図り、その役割を確実に果たしていく責務を自覚したうえで実施します。また、民間委託をした事務事業で、余剰人員が生じる部署等については、適切にその人員削減を図ることも必要と考えます。
20	12頁	用語の解説 ※1 地方分権	「(市町村や県)」を「市町村や都道府県)」に修正を。	ご指摘のとおり修正します。

1 成田市第5次行政改革大綱(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
21	12頁ほか	用語の解説	「地方自治体」と「地方公共団体」の両記述があるが、違いは何か。またその使用基準はどうなっているのか。	地方公共団体は、地方自治法第1条の3に定義があり、普通地方公共団体(都道府県及び市町村)及び特別地方公共団体(特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団)をいいますが、地方自治体は、法律上の定義はなく、地方公共団体のうち地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団を除いたものとする解釈が一般的です。本大綱では「地方公共団体」の記述に統一します。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
1			まずこの推進計画の冊子を読んで、疑問に思ったことは、私たち市民に知らされていないことが多すぎる。つまり市民のための市民による行政が行われていないことである。これだけの行政改革推進計画案の閲覧は、2週間では短かすぎます。情報開示も不足しています。	成田市第5次行政改革推進計画策定時(平成17年)のパブリックコメントと同じ期間で実施しましたが、次回実施時には1か月程度の募集期間とします。
2	1頁	1(1)①達成状況・②財政的な効果	「50の措置項目」とあるが、項目数は200項目(50件×4年=200件(ただし、前年度等からの繰り入れの有無は不明だが))と異なっているが。	成田市行政改革集中改革プランは、計画期間5年間で取り組む措置項目を50項目定めています。
3	1頁	1(1)①達成状況	成田市行政改革集中改革プランの50の措置項目が明示されていないので、何が達成できたのか、未達成出来なかったのかがわからない。	成田市行政改革集中改革プランの進捗状況の詳細は、市ホームページ(行政管理課のページ)で公表しておりますが、本計画では、総括部分だけ記載しています。
4	1頁	1(1)①達成状況	4年間の「実施または達成」の119件(59.5%)及び「未実施」の19件(9.5%)の自己評価は、「取組中」と「未実施」のものは次年度以降への繰り入れか。それとも中途断念や断念か。「中途断念」及び「断念」の場合の理由は、「取組中」と「未実施」の業務の集計上(数値)の扱いは。	平成20年度までに「未実施」のものは3項目です。「取組中」の10項目を含め、平成21年度に「実施または達成」となるよう努めています。
5	1頁	1(1)②財政的な効果	平成17年度から平成21年度までの財政効果目標額24億円あまりの根拠がわからない。(1)この額が適正か適正でないのか。(2)適正ならば、この目標額を達成した後、どのように成田市が健全化となるのか。(3)この目標額によって、将来どのような成果が表れるのか。これらの説明がなされていないように感じます。	成田市行政改革集中改革プラン(市ホームページで公表)の7ページに「主な取り組みと目標」が記載されていますが、財政的な効果目標額24億500万円は、記載してある主な取り組みを実施した場合の計画期間内の効果目標額を算定したものです。なお、本計画では、取組事項別の効果目標額を掲載する予定です。
6	1頁	1(1)②財政的な効果	食糧費とは何か。その内容は、業務等との関係は(例:会議費、残業食、懇談会等)。効果額(18,639千円(4,660千円/年))の食糧費総額に対する比率が不明、内容が不明だが、若干「高額」か。	食糧費は、歳出予算科目中の需用費の一種で、用途例としては、会議における茶菓代や会議の一環として行われる意見交換等を目的とする食事や懇談会に要する経費、来客時の湯茶等の飲み物に要する経費などです。成田市行政改革集中改革プランでは、平成21年度支出額を、平成16年度支出額(12,930千円)に対し20%削減した額(10,344千円)以内とすることを目標にしています。
7	1頁	1(1)②財政的な効果	「補助金・負担金の適正化」について、団体数に比して、事業数が少ない。給付対象は団体に対してか。	団体運営補助金は平成16年度にすべての補助金を対象に見直しを行い、平成17年度以降に反映したものが13団体となっていますが、事業補助金は毎年度の予算編成過程で見直しを行ったため11事業となったものです。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
8	1頁	1(1)②財政的な効果	「措置項目(主な内容)」と明記しているが、主なもの以外を「その他」で計上すべきであった。したがって、当然表中の「合計」(金額)は変更され、その額は総歳出(対象4年間)に対し、何%になるかを明記すべき。	主な内容として記載した以外のものは、事業の民間委託の推進の愛光園給食調理業務の委託だけで、計画策定時に効果目標額を設定していない項目については、実際には効果額があっても効果額として算定していません。なお、4年間の財政的な効果額の合計22億8,232万円は、4年間の一般会計決算額合計の1.1%になります。
9	4頁	I-①-1	「自治基本条例の制定」の体系について、「①市民との協働の推進」は「自治基本条例の制定」に集約されるので自治基本条例を大項目にあげ、1-①-2以降は枝葉になると思います。	自治基本条例は、地方公共団体の憲法ともいわれ、法体系では最上位に位置するものですが、行政改革の取り組みとしては、市民との協働の推進の一項目と捉えています。
10	4頁	I-①-1	「自治基本条例の制定」について【現状について】条例策定の検討委員募集は15名のところ12名の応募(80%)と企画政策課担当者から教えられましたが、素案記述の「大きく下回る結果となった」は過小記述ではないでしょうか。確かに自治基本条例講演会は健康福祉館大ホールのほぼ定員一杯であったが、市民の関心の割には、条例制定をしようという市民が少ないのは事実であった。少し市民には講演内容が難しく、理解が足りなかったのか。しかしこの程度の講演会で、理解できない市民には自治基本条例の制定は無理なのか。 【実施内容について】前回の検討委員募集の失敗の原因は、市民に条例制定の意識が希薄であり、行政依存の市民が多数いることが判ったので、まず自治基本条例研究会を立ち上げて、市民意識の向上を目指してから後、検討委員を公募すべきであり、平成23年度からの素案を検討するには拙速と考える。無論研究会の報酬はなしにする。報酬目当ての輩は、排除する。時間をかけて研究会で議論を重ねてのち、条例制定検討委員会を立ち上げる。他市町村で自治基本条例検討委員会が長時間続いた為、まとまりが付かなくなり、ついに空中分解したという事例を耳にしている。これらを守るため、真に自治基本条例を纏め上げる人で参加することが肝要と心得る。	自治基本条例の制定にあたっては、市民の皆さんが主体となってつくり上げるという今まで行政が行ってきた条例づくりとはまったく違った方法で取り組むことが望ましいと考えています。現時点で想定される検討委員の主な活動内容としては、条例素案の検討・作成、条例素案に関する市民等からの意見の募集、周知及び説明等が考えられますので、市民の皆さんの機運の高まり、市民参加に関する考え方や意識の醸成に努めた上で推進体制を整えていきます。
11	4頁	I-①-1	自治基本条例の制定は、大衆(市全体)の声を聴き、市民からの応募を行い、市民が中心・主体となった基本条例とすること。他の自治体の状況を参考にして速やかに動き出してほしい。	自治基本条例の制定は、市民の皆さんが主体となって進めることが望ましいと考えています。また、本条例は、策定プロセスが重要とされていますので、先進市の事例を参考にして取り組んでいきます。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
12	4頁	I-①-2	「市民満足度アンケート調査の実施」について、アンケート調査の回収率が50%未満というのは若干低いのでは。方法、対象者、内容その他の再検討が必要。回収率50%未満の結果は資料としての価値に疑問があり。運用は慎重に。	方法、対象者、内容その他について、今後も継続して検討していきます。
13	5頁	I-①-4	「市政モニター制度の導入」について、情報公開が不十分であるため、モニター制度を導入しても公正、的確な意見が難しい。	行政が保有する情報については、個人情報保護に配慮した上で、市民が利用しやすく、かつ、わかりやすい方法での提供に努めます。
14	5頁	I-①-5	附属機関等の委員委嘱の基準(70歳未満の年齢制限及び重複委員の排除)を撤廃し、門前払いの排除を。有識者、経験者、意欲のある人等有能者の確保。	附属機関等の委員委嘱の基準は、幅広く各界各層の意見を市政に反映させるために設けたものであり、現在のところ修正する予定はありません。
15	5頁	I-①-5	しっかりした考えの人を除いて、単なる報酬目当ての人が見受けられ、税金の無駄であるからして、面談なり、論文を提出させて、行政に参画できる人物のみ登用することが肝要である。	委員の公募にあたっては、書類選考だけでなく、適宜、面接や論文の提出などの方法も採ることになっていますが、団体の推薦などの場合はなかなか面接や論文提出まで求められないのが現状です。
16	6頁	I-①-7	「市長への手紙」には積極的に参加し、多々意見等を提出するが実現されたものは極少である。真に住民からの意見を求め、活用する制度にするには、「広報なりた」で年何回かはPR、提出手順等を紹介しているが、成果(実施済み)の報告は皆無である。成果を提案者に報告し広報にも掲載することや市長への手紙の担当部署は、提案事項担当部署の状況をチェックし、促進を図るなどの改善が必要。また、「市長へのメールQ&Aコーナー」について、ほとんど更新されないか、数値、名称等の更新のみのものが多々ある。市長へのメールの担当部署が一括更新するのではなく、提案事項の担当部署が個別で更新するようにしたらどうか。そのためのルールを作成したらどうか。	「市長への手紙」の制度の周知と活用については、年に1回、広報紙に制度を周知する記事を掲載すると同時に、手紙の用紙を折り込んだ結果(折込時以外の時期にも1回周知)、手紙の受付件数が年間300通ほどであったものが500通を超えるようになりました。意見に対する成果の報告については、市民に広く関係する案件等で実施することが適当であると考えますので、市政への関心を高め、かつ、制度の更なる活用につながる方法を研究・検討していきます。「市長へのメールQ&Aコーナー」の事例は、市民の関心の高い事例もあるため、継続的な掲載が必要なものもありますが、インターネットの即時性を活かし、常に新しい情報を提供できるよう、意見の内容も含め検討していきます。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
17	6頁	I-①-8	「まちづくり茶論」について、フリートーキングの場を設けること(年1回でも可)や3人以上のグループの撤廃(1人でも可)といった現行方式の改善を。	集団広聴については、平成18年度まで「タウン・ミーティング」として年4回程度、フリートーキング形式で実施し、1回につき40から50人程度の参加がありました。限られた時間での開催のためすべての参加者から意見を伺うことができない、様々な分野での発言が相次ぎ十分な議論がされないなどの反省点を踏まえ、平成19年度からあらかじめ設定されたテーマに沿って行う意見交換の場である「成田市まちづくり茶論」に移行し、参加者も15人以下のグループによる公募制としました。「フリートーキングの場を」とのことですが、平成21年度に実施したまちづくり茶論の参加者を対象としたアンケートの結果、「設定されたテーマに沿った意見交換の場」という形式への評価は、参加者70人中、支持するが64、支持しないが1(どちらでもよい・無回答は5)となっており、意見の多くが「質問や意見が発言しやすい」や「他の参加者の意見が参考になる」など前述の反省点が改善された結果となっているため、現行の形式をより充実させていきたいと考えます。「3人以上のグループの撤廃」についても、同アンケートの結果、グループでの参加を支持するが59、支持しないが2(どちらでもよい・無回答は9)となっており、その理由として発言のしやすさや同じ立場の参加者がいることによる心強さなどが挙げられているため、当分の間、グループによる参加を継続していきます。
18	7頁	I-①-10	「自主防災組織の育成」について、高齢者化社会、高齢者独居家庭が増加傾向の現状下での積極的な育成は疑問。上記の人以外の人たちの負担増になりかねない。	自主防災組織は、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織です。大規模な災害時には、行政の対応だけでは限界があります。住民同士が相互に協力し合い組織的に行動できる自主防災組織は、災害発生直後の被害の軽減に大きな役割を果たすことから、社会的条件などの地域の実情に応じた自主防災組織の結成が必要であると認識しています。
19	15頁	I-②-10	「ごみ袋の大きさの見直し」について、見直し基準を「新清掃工場・・・」の他に内容物の実際の入り目(容量、重量等)の実状も考慮すること。	ごみの種類ごとの容量や重量などの状況を考慮して、ごみ袋の大きさを見直すなど、わかりやすい表現に改めます。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
20	20頁	I-③-1	「行政評価へ外部評価の導入」について、現状でなかなか市の内部でどんな行政が行われているのかわからない。実施内容としては、先進国(スウェーデン)で行われている公的オンブズマン制度を導入すれば、行政側が緊張感をもって仕事をすることができ、結果評価が高まると考える。有識者は公正な人物かどうか市民にはわからないので、選定が難しい。また監査委員は弁護士、公認会計士、税理士等公会計に詳しい外部の人が望ましい。	有識者等で構成する外部評価の導入については、先進市の事例を参考にしながら検討しているところであり、その人選についても同様に検討します。なお、平成21年4月1日付けで本市監査委員に税理士が就任しています。
21	21頁	I-③-5	「入札制度の透明性確保」について、現状の入札制度において、電子入札もしくは紙入札と決められているのは基だ不十分である。随意契約は廃止とする。物品、調査、工事等は10万円以上競争入札とし、見積り入札は不可とし、透明性を高めることが市民への信頼回復と考える。	制限付一般競争入札を電子入札で実施することにより、入札への参加を登録業者の意思に委ね発注者が入札参加業者を恣意的に決定できないようにするとともに、即時にホームページに公表することにより、透明性、公正性の確保を図っています。また、随意契約は地方自治法に定められた範囲で必要最低限の実施にとどめ、運用にあたっては随意契約ガイドラインを定め、これによって実施しています。
22	23頁	I-③-10	「視察報告書の公開」について、市民感情として、海外視察旅行は廃止とする。視察程度の情報はインターネットで十分取得が可能である。	世界の空港所在都市から学ぶべきは学び、また、海外各都市との交流を深めることにより、国際空港を有するという利点を活かし、世界との交流拠点として市民が誇れる都市づくりを推進するためには、必要・有益であると考えています。
23	23頁	I-③-11	「財政援助団体等に対する監査実施」について、I-③-1の行政評価へ外部評価の導入で述べたが、弁護士、公認会計士、税理士等公会計に詳しい人を選定する。	平成21年4月1日付けで本市監査委員に税理士が就任しています。
24	31頁	I-⑤-1	「職員研修の充実」について、実施内容に以下のものを追加する。市民の公僕という立場を忘れぬように常日頃よく、朝礼で唱える。税金で研修を受けているという自覚をもたせ、研修の最終日に試験を行い、どれだけ理解したか試験の内容と成果をホームページにて公表する。また後日、その研修のフォローアップをし、公表する。昇格、昇給の参考とする。研修は専門の外部委託とする。初級職員は考える力を養う。役職職員、幹部職員は実績、および試験にて登用する。年功は考慮しない。	市では研修体系を、職場研修、職場外研修、自主研修に区分し、主に職場外研修を基本に実施しています。研修先は、外部の研修機関が多く、研修終了時に、研修機関において、効果測定やレポート提出が行われており、研修終了後、市においても、復命書・報告書の提出を義務づけ、職場において、研修内容の情報共有を図っています。
25	31頁	I-⑤-3	「多様な人材の確保」の実施内容について、採用はすべて外部委託とする。定年退職者は一旦すべて退職させる。再任は中途採用の職員と同じ内容の試験にて選抜する。専門コンサルタントと対等に対応できる職員を中途採用する。	在職中に培った知識、技術、経験等を退職後に活用する再任用職員制度や専門知識を有する職員を期間を限って採用する任期付職員制度などにより、多様な人材を確保していきます。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
26	32頁	I-⑤-4	「職員提案制度の活用」について、職員数600人余で2件は、少なすぎる(無に等しい)。「QC活動」の導入を。	職員提案制度は、平成22年度からあらかじめ設定したテーマの提案を募集する課題提案を実施することにより、制度の活性化を図っていきます。QC活動の導入は、その成果を見て判断します。
27	32頁	I-⑤-4	「職員提案制度の活用」について、民間会社の制度を参考にし、活用する。職員は常に問題意識を持つ。1件/1人・1箇月	職員提案制度は、平成22年度からあらかじめ設定したテーマの提案を募集する課題提案を実施することにより、制度の活性化を図っていきます。
28	33頁・50頁	II-①・②	成田市は公共事業について仕分けが必要。第三者機関を設けると同時に市民の声を生かし、チェック機能を強化して予算案の作成を。	市民満足度アンケート調査の結果を反映させた行政評価をもとに、事業の緊急性、重要性及び投資効果を十分吟味し、予算を編成していきます。また、行政評価への有識者等で構成する外部評価の導入については、先進市の事例を参考にしながら検討します。
29	35頁	II-①-1	「行政評価の活用」について、まずは情報開示する。	平成22年3月に市ホームページにおいて概要を公表しました。
30	35頁	II-①-2	「公益法人制度改革への対応」の実施内容について、市民にとって必要以外の成田市の財団を洗い出し天下りは廃止する。	本市が50%以上出資している財団法人としては、(財)成田市開発協会、(財)成田市教育文化振興財団、(財)成田市農業センターの3つがあります。なお、退職者の財団法人への就職は、法人からの求めによるものです。
31	35頁	II-①-3	「庁用自動車運転業務の見直し」の実施内容について、市長以外は運転手付公用車の廃止。公用車は部単位で乗合わせる。県外出張は原則電車、バスの利用。やむを得ぬ場合のみタクシーを認める。	庁用自動車運転業務については、経費節減等の観点から乗り合わせや公共交通機関の利用、行事等の担当課の職員による送迎等も行っているところですが、特別職については効率的な移動や安全面を考慮して、原則として運転手付公用車を利用していきたいと考えます。なお、運転手の退職に伴う、新たな採用は行わない方針です。
32	37頁	II-①-7	「職員福利厚生事業の見直し」の実施内容について、費用のうち税金の補助は廃止する。	職員福利厚生事業については、地方公務員法第42条に規定される職員の元氣回復等を目的とした事業として実施しています。近年の景気低迷の中、補助金については、適正な補助のあり方を検討しながら見直しを行っていきます。
33	38頁	II-①-10	「IP電話の導入」の現状について、庁舎間の電話の無駄な会話が多いのではないか。実施内容として、電話を制限し、庁舎間はイントラネットを導入する。IP電話は不具合があるので機能を確めてから導入する。	IP電話については、費用対効果及び技術的な検証を踏まえて導入していきたいと考えます。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
34	38頁	Ⅱ－①－12	「契約事務の見直し」の実施内容について、1万円以上の物品、10万円以上の工事・調査すべて競争入札で見積および随意契約を禁止とする。	特殊な技術、緊急避難の要素、電子機器等の初期導入を伴う委託業務等、随意契約をすることが止むを得ないものは法令に基づいて厳格に実施していきます。また、安易に随意契約により契約締結することなく、その必要性、価格の適切性などの検証を行い実施していきます。
35	39頁	Ⅱ－①－15	「業務委託、臨時職員の活用拡大」の実施内容について、業務委託、臨時職員の部署を活用し、正規職員を他部署に移動させる。	業務委託や臨時職員を有効に活用しながら事務的確性を確保しつつ正規職員を効率的に配置していきます。
36	42頁	Ⅱ－①－23	ISO14001認証取得は、本庁舎及び消防本部の2部署以外での認証取得が理想だが、多大な経費を要するので、下総・大栄両支所で取得を。または、両支所にISOに準じたシステムを導入し、内部監査員による定期監査で水準を維持する。	ISO14001認証については、本市の環境配慮行動の推進のあり方と併せて検討していきます。
37	42頁	Ⅱ－①－23	「ISO14001に基づく継続的な環境配慮行動の推進」の実施内容について、本庁以外出先機関もISO14001を実施する。数値目標については、国際公約である温室効果ガス総排出量の削減量を1990年比6%削減とする。平成18年度の基準年度は下総、大栄の合併に託けた言い訳ではない。	ISO14001認証については、本市の環境配慮行動の推進のあり方と併せて検討していきます。温室効果ガスの排出量削減の目標については、国等の動向を参考にしつつ、本市の特性等を踏まえて考慮していきます。
38	43頁	Ⅱ－①－27	「事務事業の統合」の実施内容について、インフォメーションの充実を計り、事務事業の統合により、観光成果を上げる。具体的に数値目標＝観光来客人口の拡大＝観光客収入(関連税金)の拡大	本市では観光振興に力を入れているところですが、ここで掲載している「事務事業の統合」では、負担金及び人件費を削減するとともに事務の効率化を図ることを目的としています。
39	44頁	Ⅱ－①－28	「観光循環バス運行事業の見直し」について、観光というより、路線バスの経路を走行しているので、他バス(路線バス、100円循環バス等)とダブっている。見直しは廃止を含めて行う。	観光客のニーズに合った時期、曜日等を考慮した事業の見直しを行っていきます。また、ルート設定も柔軟に行えるようなシステムも検討し、需要の掘り起こしを試みたうえ、廃止も含めた抜本的な見直しを行っていきます。
40	45頁	Ⅱ－①－31	「屋外広告物事業の見直し」の実施内容について、再任用職員でなく、シルバー人材センター(防犯パトロール車)に依頼し経費節約をはかる。	無許可の広告物への指導は専門知識を要するため、再任用職員による対応が望ましいと考えます。
41	46頁	Ⅱ－①－35	「給食調理業務の民間委託」の実施内容について、食材を無農薬・無添加にし、成田産地を極力調達するよう委託条件をつける。	食材の調達は栄養士が行っています。現在も成田産の野菜を出来る限り調達していますが、今後も極力地元成田産の調達に努めていきます。また、無農薬・無添加の食材の調達についても可能な限り実施していきたいと考えています。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
42	49頁	Ⅱ－①－43	「移動図書館の縮小」について、廃止後の代案が必要。	移動図書館は利用が大変少なく、これまでも分館の新規開館に併せて業務の縮小をしてきました。現在わずかながら利用の多い公津の杜地区については大型分館の開館が予定されており、その時点で移動図書館は廃止します。
43	49頁	Ⅱ－①－45	「各種選挙における派遣職員等の活用」の実施内容について、短時間で開票・集計業務をしている先進市(取手市)を参考とする。	投票事務については、一部派遣職員を活用していますが、今後は、開票事務についても派遣職員等を活用し、先進地の事例等も参考にしながら正確性を確保しつつ開票作業の迅速化と効率化に努めていきます。
44	50頁	Ⅱ－②	「②持続可能な財政構造の構築」について、これからの地方自治体は地方分権が進むと思われる。よって給与も人事院勧告に合せた給与でなく、自治体の財政が厳しくなれば、引き下げざることが普通に行われると思う。成田空港が将来国際空港のハブとして生き残れるか不透明なこの時期、歳入と歳出のバランスが取れた財務体質が肝要と考える。国が行っている事業仕分けが当市でも必要であり、仕分け人は各部署に精通している市民が行うと良い。	将来にわたって持続可能な財政構造を構築していくためには、行政を経営するという視点に立って、限られた経営資源を最適に配分することが重要であると考えます。事業の緊急性、重要性及び投資効果を十分吟味する中で、事業の優先順位を明確にするなど、一層簡素で効率的な行財政運営を実施していきます。また、事業仕分けの手法の特徴は、事業の評価を外部の目により実施することであると思われませんが、本市の行政評価では市民満足度アンケート調査を実施し、その結果を評価に反映させているところであり、今後、有識者等で構成する外部評価の導入について、先進市の事例を参考にしながら検討します。
45	51頁	Ⅱ－②－2	「公共工事のコスト縮減」について、構築物を成果品として納品する場合は、仮設工事は任意とし、LOWコストを考え、入札可能とする方式に改める。尚、工事検査は厳格に行うため、検査官は工事に精通した人が必要とする外部機関に委ねる。	原則として任意仮設としており、このことは建設工事請負契約書にも明記されています。また、工事検査の外部委託が検査の厳格化に直結するの否か、委託の成果について確認するのは発注者であることを考えたとき、むしろコストが高くなる可能性も否めません。なお、本市では、土木、建築、電気に関し国家試験有資格者がそれぞれの分野の検査に従事しています。
46	51頁	Ⅱ－②－3	「未利用地等の有効活用」の実施内容については、現状の具体的未利用地が示されていないので、検討が出来ない。	未利用地等の実態把握と有効活用に向けた基本的な方針の構築を図っていきます。
47	53頁	Ⅱ－②－7	「各種基金の活用」の現状についての基金の情報が開示されていないので、コメントしようがない。	現状の欄に平成20年度末の基金残高等の記述を追加します。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
48	55頁	Ⅱ－②－13	「一時保育保育料の見直し」について、現状が安すぎる。担当課は認識不足が甚だしい。時間給でも安くくらいである。	一時保育保育料の決定にあたっては、本市における保育所徴収金(保育料)の平均的階層区分の保育単価を日額に算定し、徴収額を算定しています。平成22年度より保育所徴収金(保育料)の階層区分が変更となること、周辺市町村の一時保育保育料との比較、受益者負担の適正化の視点等から、3歳以上の一時保育保育料については、引き上げを検討していきます。
49	55頁	Ⅱ－②－14	「補助金の見直し(合併処理浄化槽維持管理費補助金)」で現状について環境審議会に諮ったほうが良い。	行政コストの削減等を目標とする事業見直しですので、市内部で検討していく考えです。
50	56頁	Ⅱ－②－16	「補助金の見直し(永年勤続従業員表彰補助金)」について廃止が望ましい。	補助内容について、廃止も含めた調整・検討を行います。
51	56頁	Ⅱ－②－17	「水道事業の経営健全化」について、八ツ場ダムからの取水は不可。よって負担金は拒否すべきであり、それに代わる水源を確保する。	県環境保全条例により、地下水の取水が制限されている中で、八ツ場ダムの水利権を含めた供給量の確保は、日常生活や地域経済にとって非常に重要であると考えています。現段階では、八ツ場ダムは中止を含め、基本計画の変更はなされておりませんので、東京都や地元群馬県を含む他の利水者と同様に、応分の負担を行っていききたいと考えています。
52	58頁	Ⅱ－③－2	「支所庁舎の有効活用」の実施内容について、大栄、下総と合併により負の箱物を引き継ぐことになったが、市民に対しても有効活用を検討してもらう。	全市的に均衡の取れた公共施設の配置を踏まえた支所の機能や役割の見直しに併せ、市民のニーズや意向を十分考慮して活用方法を検討します。
53	59頁	Ⅱ－③－5	「駐輪場の管理運営方法の見直し」の実施内容について、すべてシルバー人材センターに委託する。	駐輪場の管理については、機械化することで24時間管理が可能になることを目指します。また、指定管理者制度の導入を検討し、駐輪場で利用登録の受付を行いたいと考えています。
54	59頁	Ⅱ－③－6	「地域福祉センターの活用方法の見直し」の実施内容について、何でもかんでも利用が少ないといって、地方の福祉を切り捨てるのは不可。有効活用を市民に提案する。	現状では、福祉目的以外の他の利用ができないため、地域福祉センターの機能を他へ移す等し、現建物は広く有効利用できる方法等を検討します。
55	63頁	Ⅱ－③－16	「図書館分館の見直し」について、公民館併設の現状が良い。すなわち図書館分館に限らず、公民館をその地域の市役所分庁舎としたほうが、行政サービス向上で地域の人に喜ばれると考える。	インターネットサービスの普及や図書宅配便の利用を促進し、利用の少ない分館については、機能の一部を残す形で業務を縮小していきます。行政サービスの提供については、市民のニーズや意向を十分踏まえ、全市的な均衡に配慮しつつ、既存施設の有効利用と併せて検討していきます。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
56	65頁	Ⅱ－④－1	「再任用職員の活用」の実施内容について、幹部職員を含め、定年退職後は一旦離職し、再任したい職員は、一般市民の定年退職者、中途退職と同じ条件で採用試験を受けて後、登用されることが望ましい。	再任用職員は、退職した職員が在職中に培った知識、技術、経験等を退職後に活用するもので、選考により採用しています。
57	66頁	Ⅱ－④－5	「時間外勤務の抑制」の実施内容について、民間の時間外労働と考え方が違う。民間企業の仕事の資質が明らかに劣る自治体職員が、民間給与よりはるかに高額給与(税金)を支給され、尚且つ、時間の観念が希薄と市民から思われている節が多々ある現状、市民に対して時間外を請求するとは、公僕として如何かなと思う。時間外勤務手当てが抑制されれば、各職員は工夫して時間を割振り勤務するものである。民間企業では時間外が多いと経営に影響する。民間企業では残業が多い人間は仕事の能力が疑われ、賞与に影響される。ここの処が税金で働いている市職員との違いがある。休日出勤すれば民間では代休を必ず取らされる。代休を取れないような仕事の割振りは、本人の能力が疑われる厳しさが民間企業にはあり、市役所幹部職員の資質にも問題が派生されるおそれがある。	多様化・高度化する行政ニーズによる業務量の増加等により、時間外の勤務が増加する傾向にありますが、スタッフ制の活用や事務事業の見直しなどにより、時間外勤務の縮減に努めます。
58	66頁	Ⅱ－④－6	「適正な定員管理の実施」の実施内容について、行政サービスをどこまで行うのかが問われている。地方分権社会の到来で、民間に出来るものは民間に任せ、自治体でしか出来ないものを市役所職員が行うことで、自然と適正な定員が決まると考える。すべての情報を開示し、市民と行政が協働で考えることである。	民間的手法・民間活力の導入にあたっては、行政の守備範囲の明確化を図り、その役割を確実に果たしていく責務を自覚した上で実施していきます。
59	68頁	Ⅱ－⑤－1	「組織横断的な課題への対応体制の整備」の実施内容について、なかなかPJのリーダーになりうる人物は少ないので、育成されるまで、外部登用に委ねることが望ましい。	プロジェクト班の設置規程の見直しにおいて、リーダーを含めた対応体制について検討するとともに、職員の更なる資質の向上を図っていきます。また、民間の高度の知識を持った任期付職員の活用についても検討していきます。
60	68頁	Ⅱ－⑤－3	「政策法務能力の充実強化」の実施内容について、これも育成されるまで、外部登用に委ねた方が良い。	地方自治法の改正等による自治立法権の拡大が進められる現下の状況で、職員自身が政策法務能力を養うこと、また、組織体制を整備することは急務であると考えます。
61	69頁	Ⅱ－⑤－4	「行政組織の見直し」について、検証実施及び結果の公表を。	組織の見直しによる効果は、見直しを行った目的によって異なってくると考えますが、できる限り客観的な検証を実施したいと考えます。

2 成田市行政改革推進計画(平成22～24年度)(素案)について提出された意見と市の考え方

番号	ページ等	体系等	提出された意見	市の考え方
62	69頁	Ⅱ－⑤－4	「行政組織の見直し」の実施内容について、市民参画が重要となってくるので、教育委員会と同じように、市民委員会を創り、行政・議会・市民委員会のトライアングルで自治体を創造する。	行政組織の見直しへの市民参画については、諮問機関として行政改革推進委員会がありますので、意見・助言を求めています。
63	69頁	Ⅱ－⑤－5	「附属機関等の見直し」について、附属機関等は80余あるとのこと。全機関の名称と役割を公表・公開を。	公開の対象となる附属機関等については、「広報なりた平成22年4月1日号」に名称・担当課の一覧を掲載するとともに、新たに「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を制定し、市ホームページにおいて会議の予定の事前公表、会議の概要等の公開についての基準を明確に示すことで、附属機関等の透明性を確保するとともに、早期の情報提供の推進を図っていきます。また、平成21年10月1日に施行された「附属機関等の設置及び運営に関する指針」に基づき、現在附属機関等の見直し等を行っているところであり、役割等についても公表していきたいと考えています。
64	70頁	Ⅱ－⑤－7	「予算編成権限の拡大」の実施内容について、予算編成権限拡大に伴い、監査委員の権限も拡大し、市民公募委員、専門職(弁護士、公認会計士、税理士等)委員、従来の議員代表委員、公的オンブズマンが司法と連携し、予算執行を監視する制度を導入する。それにより各課の責任をより大きく持たせる。	地方自治法第199条に基づき、監査委員は市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を監査することになっています。なお、平成21年4月1日付で本市監査委員として税理士が就任しています。